

令和5年度府中市社会福祉法人等指導監査実施方針

1 基本方針

社会福祉法人においては、自律的な経営基盤の確立、公正かつ安定的な経営、透明性の確保など、適正な法人運営が確保されるよう、また、事業の経営においては、利用者本位の福祉サービスが提供され、円滑な事業運営が確保されるよう、法令及び国の通達等に基づき重点的・継続的な指導監査を実施する。

また、平成28年3月31日に成立・公布された改正後社会福祉法に基づく運営体制が確保されているかどうかを確認することを主眼として、概ね3年以内を目処にすべての法人に対して指導監査を実施することとし、評議員、評議員会に関する事項、評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬に関する事項、事業運営の透明性の向上に関する事項を中心に新たに導入された仕組みが適正に行われているかを確認する。また、社会福祉法人会計に関する事項については、令和4年度の計算書類等が社会福祉法人会計基準に従い、定時評議員会の承認を含む法令に定める手続きを経て作成されているかを中心に確認する。

2 令和5年度指導監査の重点事項

(1) 社会福祉法人

ア 改正後社会福祉法に基づく運営体制確保

評議員が適正な手続きにより選任され、法令及び定款に定める員数となっており、評議員会の招集、運営及び記録の作成等が適正に行われているかを確認する。

また、評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬等の額が法令で定めるところより適正に定められ、その他の情報等と共に公表されているかを確認する。

イ 適正な法人運営と経営機能の強化

定款が定款準則に準拠して整備されるとともに、理事、監事及び会計監査人などの選任等が法令及び定款に基づき適正に行われ、また、監事による監査が適切に実施されることなどにより、法人の自主的な経営機能の強化が図られるよう指導を行う。

特に、理事会の決議を要する事項について決議が法令及び定款に基づいて行われているか確認する。

ウ 適正な事務、会計処理の確保

会計処理については、会計責任者と出納職員の兼務を避けるなど内部牽制組織を確立するとともに、法人が定める経理規程及び社会福祉法人会計基準などに基づき、適正な会計処理が確保されるよう指導する。

また、契約について競争入札によるべきところを随意契約としていること

がないなど、適正に手続きが行われているか確認する。

エ 公益的取組の推進

法人の有する機能を活用した地域貢献や多様な機関との連携、協働による地域で支え合う公益的な取組みを積極的に推進するよう指導する。特に、地域の防災の防災拠点として、福祉避難所の指定や法人等との災害時応援協定を締結するなど、災害時における要配慮者及び地域住民に対する支援体制の構築に努めるよう指導する。

また、社会福祉事業及び公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスの提供に努めるよう指導する。

(2) 社会福祉施設

ア 利用者の支援

福祉サービスの提供にあたっては、利用者個人の尊厳の保持を旨とし、利用者の意向を尊重した配慮がなされるとともに、福祉サービスが利用者個々の状況に応じて適切に提供されるよう指導する。

防災、防犯及び感染症予防の対策については、社会福祉施設は、高齢者、乳幼児及び障害者等が集団で利用するものであり、避難訓練を実施するなど防災対策の強化、夜間等における施錠などの防犯措置、職員の連絡体制を含めた緊急時の対応及び防犯訓練の実施など必要な取組に努めるよう指導する。

また、感染症、食中毒等に対する適切な予防対策及び発生した場合の対処方法が講じられ、利用者等の人権に配慮した対応が図られるよう指導する。

イ 運営管理

虐待防止のための措置、苦情解決、防災、事件・事故防止、健康管理に関して必要な事項を定め体制を整備するとともに、福祉サービスの利用者への周知を図り、適切な解決に努めるよう指導する。

また、福祉サービスの自己評価を行い、良質かつ適切な福祉サービスの提供に努めるよう指導する。

(3) その他

監査項目のうち、社会福祉法人・施設の運営及び利用者の処遇に重大な影響を及ぼす事項については、「指定項目」として指導の重点項目とする。

3 指導監査の方法及び実施計画等

(1) 指導監査の方法

指導監査は、府中市社会福祉法人等指導監査実施要綱（平成19年府中市告示第43号）第4条各号のとおりとする。

(2) 実施計画

令和5年度の一般監査は、社会福祉法人4法人とする。

(3) 実施体制

実施体制については、府中市社会福祉法人等指導監査実施要綱（平成19年府中市告示第43号）第3条各号のとおりとする。

(4) 実施時期

ア 監査調書

法人及び施設に対し、令和5年7月1日現在で作成した監査調書の提出を求める。

イ 実地監査

一般監査は令和5年度中に行う。